

第4号

香川県医師会新型コロナウイルス感染症情報

発行：香川県医師会 チームcovid-19

目次

1. 香川県内の感染者情報
2. 香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会報告
3. 都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会報告（TV会議）
4. 保険適応による新型コロナ感染症の抗原検査・PCR検査実施へのご協力願い
5. トピックス
6. 感染症指定医療機関等の現状
7. 県内の体制整備（COVID-19 JMAT香川・PCR検査・管理施設等）
8. 日医・行政（国、県）からの通達
9. あとがき

1. 香川県内の感染者情報

《県内の患者等の状況：8月6日正午時点》

陽性患者数（名）					PCR検査 実施件数 （件）	抗原検出用 キット 検査件数 （件）
累 計	入院を要する者			退 院		
	医療機関	宿泊施設	入院待機中			
57	10	1	1	45	4,909	260

《帰国者・接触者相談センター相談件数：8月6日現在》

(件)

一 般 相 談 件 数							受診相談件数
県 民	医療機関	行政機関	企 業	観光・旅館	その他	計	
10,996	742	468	1,004	89	444	13,743	14,233

《現在の感染者数【累計57名】：7月10日～8月6日》

7月10日	29例目の発生：退院
13日	30例目の発生：退院
14日	31例目の発生：退院
15日	32例目の発生：退院
16日	33～42例目の発生： ※全員退院
17日	43例目の発生：退院

18日	44例目の発生：退院
22日	45例目：退院
28日	46例目
8月 4日	47・48例目
5日	49～53例目
6日	54～57例目

2. 香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会報告

≪ 第5回（令和2年7月11日開催） ≫

議題1：新たな「流行シナリオ」を踏まえた香川県の患者推計について

国は第2波となる各地域での流行シナリオを数式で示した。それは、日本国内でこれまで実際に発生した患者数の動向や社会への協力要請の効果を踏まえたもので、都道府県毎の実情を加味して行うこととされている。その数式は、次の係数を選んで計算する事になる。

①推計モデル (A) 又は (B)

(A) 生産年齢人口群中心モデル

(B) 高齢者群中心モデル

②社会への協力要請前の実効再生産数 1.7 又は 2.0

③社会への協力要請を行うタイミング

基準日（10万人当たりの週平均新規感染者数が2.5人となった日）から何日後に社会への協力要請を行うかを1日～7日後から選択

議題2：今後を見据えた医療提供体制の整備について

< 患者推計について >

上記の数式の中で香川県は、①推計モデルでは (B) の高齢者群中心モデルを、②実効再生産数は 1.7を、③は基準日の「3日後」を、それぞれ県が選択してその数字が示された。それによるとピーク時には、本県では新規感染者数が22人、入院又は宿泊療養を行う者の総数が293名に達し、うち入院患者が200名、重症者が29名になるとされた。

< 病床確保計画 >

県はこれに対応出来るようにベッド数を確保するという事で、即応病床計画数を200床（うち重症患者用29床）、宿泊療養施設居室数101室を示した。

< 病床確保計画の基本的な考え方 >

①重点医療機関

新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関

②協力医療機関

新型コロナ疑い患者専用の個室を設定して、確定診断がつく間、必要な救急医療等を提供する医療機関

< 検査体制について >

今回の患者推計を基にした検査需要は、1日あたり398件とされた。

以上が県から示された事です。今の本県の医療体制を考えれば、コロナ感染症用に200床を用意するのは厳しい数値です。特に、県内で重症者29名を治療出来るキャパシティはありません。この数字は一般に公表されますので、少しでも減らすため、③の基準日を「1日後」にするよう数式の選択を要請しておきました。それでもピーク時に、新規感染者数が17名、入院又は宿泊療養を行う者の総数が227名に達し、うち入院患者が154名、重症者が22名になるだけです。この数を減らす事には余り意味はないかもしれませんが、今から医療機関に無理な注文をしないで済むことにはなりません。

重点医療機関、協力医療機関とそれ以外の医療機関では、その交付金額がかなり違いますので、新型コロナ感染症の治療に協力頂ける医療機関については、なるべく多くの交付金が下りるよう、要請していきたいと思えます。

検査体制については、やはり、開業医の協力が必要と思えます。

現在、県民の不安が増している中で、医療機関にまで受診抑制が起きており、我々は県民の不安を払拭させ、今後、インフルエンザが流行するに至った時、医療機関への受診を抑制させない為にも、新型コロナ感染症の検査に協力せざるを得ません。そこで県医師会は、香川県や高松市保健所との間で抗原検査とPCR検査の行政検査の集合契約を締結することになりました。（抗原検査も発症2日目から9日目であればPCR検査の代わりになるとされ、陰性であれば未感染と診断出来ます。）今のところ、医師が必要と判断して行う抗原検査やPCR検査は保険請求できますが、締結後はみなさん行政検査となり、検査に係る患者負担分は行政から支払われます。現在、抗原検査は咽頭拭液からの検査で、採取に注意が必要ですが、簡易であり30分程度で結果が出ます。キットは医薬品卸業者から購入して下さい。PCR検査は唾液からの検査が可能ですが、検体は民間検査会社に依頼することになります。現在、㈱四国中検で対応してくれています。

感染予防に費用が掛かりますが、診療所は100万、病院は病床数に応じての交付金が支給されます。領収書を揃えなくても購入明細書を提出すれば交付されるよう、県と交渉いたしました。予防服や消毒液の配布もお願いしています。

会員の中には、検査を行って陽性が出た場合の風評被害を恐れている方がおられると思いますが、県民にも市中感染症として理解されつつあり、どこで感染してもおかしくないとの意識が高まっています。重症化率や死亡率が下がってきた事もあり、医療機関に対する風評被害は最近ほとんど無く、県内の事例でも前医の医療機関の風評はありません。また、陽性者が出て公表しないことになっています。

お手元に、所属の郡市区医師会から、行政検査の委託契約締結に関する委任状の提出についての依頼文が届いていると思います。県民の不安を払拭させる為にも、感染症指定医療機関に負担を掛けないようにする為にも、検査にご協力をお願いいたします。なお、実施医療機関の情報公開につきましては、県もしくは高松市より個別に、協力医療機関へ掲載可否の照会があります。

3. 都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会報告（TV会議）

《第15回協議会（令和2年7月31日開催）》

※各都道府県医師会からのQ&Aに関してはリンク（<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/7-31/200731-Q&A.pdf>）を参照してください。

(1) 日本医師会COVID-19有識者会議「COVID-19感染対策におけるPCR検査実態調査と利用推進タスクフォース」中間報告書解説版について

(2) 新型コロナウイルス感染症の直近の発生状況について

新型コロナウイルス感染症対策分科会による報告より、厚労省のデータが新しく詳細であるため、これをまとめた表1を転記する。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12763.html)



表1 7月31日0:00現在、検査陽性者34,372例が確認されている。

	PCR検査実施人数	陽性者数	入院治療等を要する者		退院または療養解除となった者	死亡者数	確認中
				うち重症者			
国内事例 (チャーター便帰国者を除く)	687,129	33,774	8,062	87	24,678	1,005	37
	(+19,687)	(+1,297)	(+554)	(-3)	(+750)	(+2)	(+11)
空港検疫	118,109	583	346	0	236	1	0
	(+1,156)	(+3)	(+8)				
チャーター便帰国者事例	829	15	0	0	15	0	0
合計	806,067	34,372	8,408	87	24,929	1,006	37
	(+20,843)	(+1305)	(+562)	(-3)	(+750)	(+2)	(+11)

(カッコ内は前日比)

(3) みんなで安心マークについて

背景：これまで通院していた患者が、感染を恐れて医療機関への受診を控えたり、先延ばしするといった現状がある。また、子供の感染を心配して、予防接種を控えたり、健康診断を取りやめる人も少なくない。このままでは、疾病の早期発見、早期予防にも支障をきたすことが危惧される。日本医師会では、患者が安心して医療機関に来院できるよう、感染防止対策を徹底している医療機関に対して、『新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関「みんなで安心マーク」』を発行することになった。

利用方法：日医ホームページから、医療機関が感染防止対策セルフチェックリストの全ての項目を実践していることを回答することで発行される。本マークを発行した医療機関のリストは日本医師会ホームページに掲載される。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009500.html



(4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る国の支援制度について

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る国等の支援制度について

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

(資料4-2 <https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/7-31/200731-4-2.pdf>)



- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る国等の支援制度情報提供フォーム

<https://forms.gle/13CJ6Vdfg6u3YNoZ7>

日本医師会では、現場で問題となっている事例等を把握して適宜対応するための情報を収集する目的で情報提供フォームが作成された。Webによる回答となる。随時受付。協力をお願いしたい。



注：猪口副会長より

資料4-3 (<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/7-31/200731-4-3.pdf>)

4ページ「救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止策」資料中②「支援金の支給」や、5ページ「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について、各都道府県の説明が食い違っているとの指摘がある。「経費の例」に記載されているように、「清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染症廃棄物処理、個人防護具の購入等」、令和2年4月～令和3年3月までにコロナ対策でかかった経費は上限まで給付される仕組みになっているので、積極的に活用していただきたい。

(5) 新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアルについて

例年、送り梅雨の夏時に避難所の開設を要する災害事案の発生が多く、新型コロナウイルス感染症の流行下において、これまでの3密が避けられない避難所運営では、感染拡大を招く恐れが危惧される。これを受け、都道府県医師会を対象とし、救急災害医療対策委員会にて「新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアル」を作成した。ご活用願いたい。

新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアル

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html



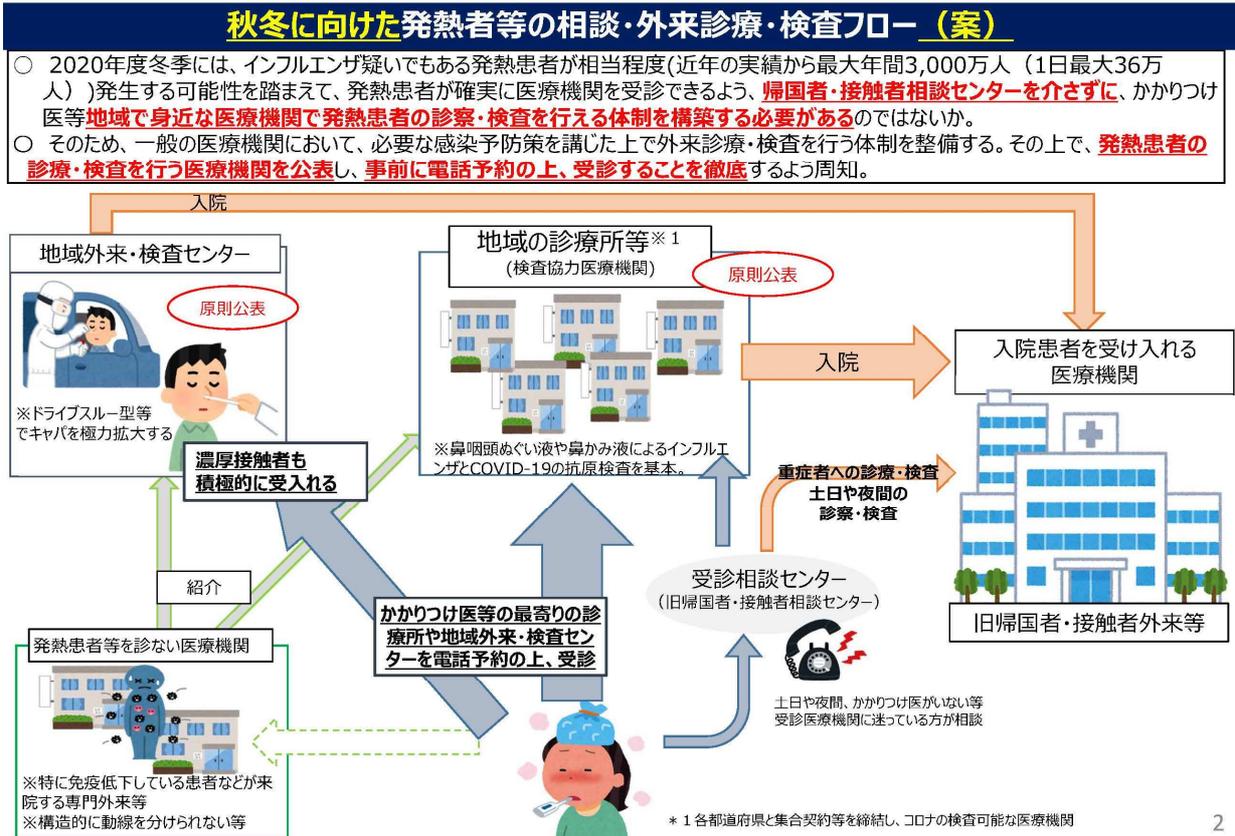
(6) 秋・冬の診療体制について

(資料6 <https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/7-31/200731-6.pdf>)

今年、たまたまインフルエンザの流行が少なかったが、例年1日最大36万件の患者が発生する。コロナとインフルエンザの臨床的鑑別は困難であり、ワクチンの製造の限界もある。対応について、厚労省は以下の基本方針を示し、フローチャートを例示した。厚労省案に対し、多くの都道府県から異論が噴出した。詳細は冒頭の「Q&Aのリンク」を参照。

- 多くの医療機関で発熱患者を診療できる体制の構築をお願いしたい。
厚労省はPPEの調達支援などを積極的に行う。
- インフルエンザワクチンの供給量を確保しつつ、効率的なワクチン接種を推進する。
- 「新しい生活様式」をはじめとする感染症対策の普及を推進する。

厚労省より示された、秋冬に向けた発熱者等の相談・外来診療・検査フロー

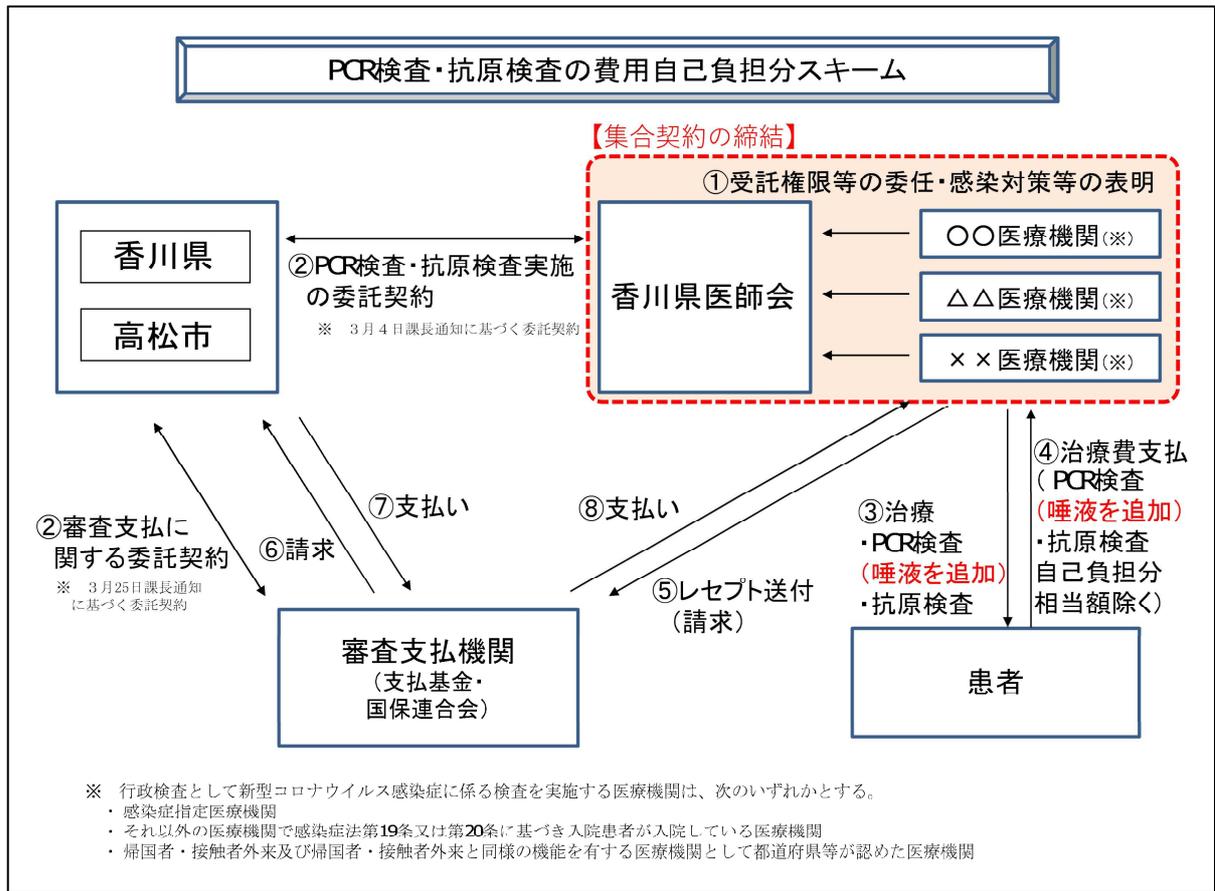


4. 保険適応による新型コロナウイルス感染症の抗原検査・PCR検査実施へのご協力願い

— これから検査の実施を考えている医療機関へ —

現在、新型コロナウイルスのPCR検査・抗原検査は、1) 感染症指定医療機関、2) それ以外の医療機関で感染症法第19条又は第20条に基づき入院患者が入院している医療機関、3) 帰国者・接触者外来、及び帰国者・接触帰国者・接触者外来と同等の機能を有する医療機関として都道府県が認めた医療機関、で行われる行政検査となっています。しかし、新型コロナウイルスのPCR検査、さらに抗原検査（本情報誌「トピックス」記事参照）が既に保険適応となった現在、当該検査は医師の判断により診療の一貫として行われ、3)の医療機関に対して都道府県から行政検査を委託しているものと取り扱い、患者本人に検査費用を求めないことになっています。

以上の検査状況の中、新型コロナウイルスの検査実施機関の拡充は全国的に喫緊の課題です。そこで香川県医師会では、県内の新型コロナウイルスの診断検査の実施に協力頂ける一般医療機関の便宜を図りたく、会員医療機関からの委任を受ける形で行政（香川県、高松市）と集合契約を締結することになりました〔新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査及び抗原検査）事業〕。この集合契約においては、当該検査に係る患者本人の自己負担分は公費として、行政（香川県、高松市）から審査支払機関を通して検査実施医療機関に支払われます。



つきましては、本事業にご協力頂ける医療機関は、以下の本事業の要領、要件等をよくお読みになり、所属の郡市区医師会を通して委任状の提出をお願いいたします。なお、委任状の提出につきましては、提出期限以降も順次、受け付けます。

1. 事業の要領

事業名称：新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査及び抗原検査）事業
 （※検査に係る自己負担分を公費負担とする事務委託契約）

実施主体：香川県、高松市

実施期間：令和3年3月31日まで（単年度事業）

対象医療機関：委任状にて受託権限等の委任・感染対策等の表明をしている医療機関
 ※チェックリストの要件に全て適合する必要があります。

業務内容：①行政検査（PCR検査・抗原検査）の実施
 ②発生届の提出及び検査結果の県または高松市への報告
 ※新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム「HER-SYS」に直接入力。詳細は、香川県または高松市より直接通知。

委託料：支払基金・国保連合会から協力医療機関へ支払い

その他：委任状をご提出頂いた医療機関へは、行政から直接、連絡があります。

※PCR検査の容器は業者から購入、検体配送については、(株)四国中検が受け持ちます。

※抗原検査キットについては、直接、医薬品卸業者から購入。

委任状の提出先：所属の郡市区医師会

提出期限：各郡市区医師会で決められた期限

問い合わせ先：1. 本事業に関すること

①高松市に住所を有する医療機関

高松市保健所保健予防課 Tel：087-839-2860

②高松市以外に住所を有する医療機関

香川県健康福祉部薬務感染症対策課 Tel：087-832-3302

2. 委任状の提出に関すること

所属の郡市区医師会

2. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査及び抗原検査）の委託契約締結に関する委任状

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査及び抗原検査）の
委託契約締結に関する委任状

令和 年 月 日

代理人：一般社団法人香川県医師会

〒

委任者：所在地

医療機関名

代表者氏名

印

(電話番号 - -)

当院は、一般社団法人香川県医師会に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（その後改正を含む。以下「行政検査通知」という。）に規定された行政検査の実施に係る委託契約に関する下記の権限を委任いたします。

PCR検査（唾液、喀痰、鼻咽頭拭い液等の検体）又は抗原検査（鼻咽頭拭い液）に係る委託契約

- 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査（唾液、喀痰、鼻咽頭拭い液等の検体）又は抗原検査（鼻咽頭拭い液）の実施について、香川県からの行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項
- 当院が本件行政検査通知に規定された新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件として掲げられている以下の事項をいずれも満たしていることの香川県に対する表明

※下記項目全てにチェックが必要

- 当該患者が他の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられていること（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと。
- 必要な検査体制が確保されていること。
- 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。

PCR検査（喀痰、鼻咽頭拭い液等の検体）及び抗原検査（鼻咽頭拭い液）

- ・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

PCR検査（唾液）

- ・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

3. 新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するために求められる要件

①PCR検査（唾液）のみを行う場合

次のア～ウの全てを満たすこと。

- ア 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられている（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと。
- イ 必要な検査体制が確保されていること。
- ウ 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。

具体的には、以下のような要件を満たすことであり、詳細は、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その2）」（令和2年6月2日付 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）を参照すること。

- ・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

②PCR検査（喀痰、鼻咽頭拭い液等の唾液以外の検体）又は抗原検査も実施する場合

①のア～ウの全てを満たすことに加え、医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策として、以下の要件も満たすこと。詳細は、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その2）」（令和2年6月2日付 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）を参照すること。

- ・鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95マスク（またはDS2など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

5. トピックス

《COCOAインストールのお願い》



接触確認アプリ“COCOA”は、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンのBluetoothを利用して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

感染者と1メートル以内、15分以上接触した可能性がある場合、アプリに通知が届きます。

接触に関する記録は、端末の中だけに保存され、外には出ません。接近情報のデータは14日で自動的に削除されます。

このアプリが威力を発揮するには、国民の6割以上がインストールする必要があると言われていますが、まだまだインストール数は必要な数に達していません。

8月4日17時の時点で、ダウンロード数 1,127万件

国民の多くが、本アプリをインストールすることで、濃厚接触者をいち早く同定し、早期の診断・治療につなげることができます。医師として、率先して導入をお願い致します。

COCOAの公式サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html



インストール手順

①アプリのダウンロード

Android

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>

iPhone (iOS)

<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>

新型コロナウイルス接触確認アプリについての概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641655.pdf>

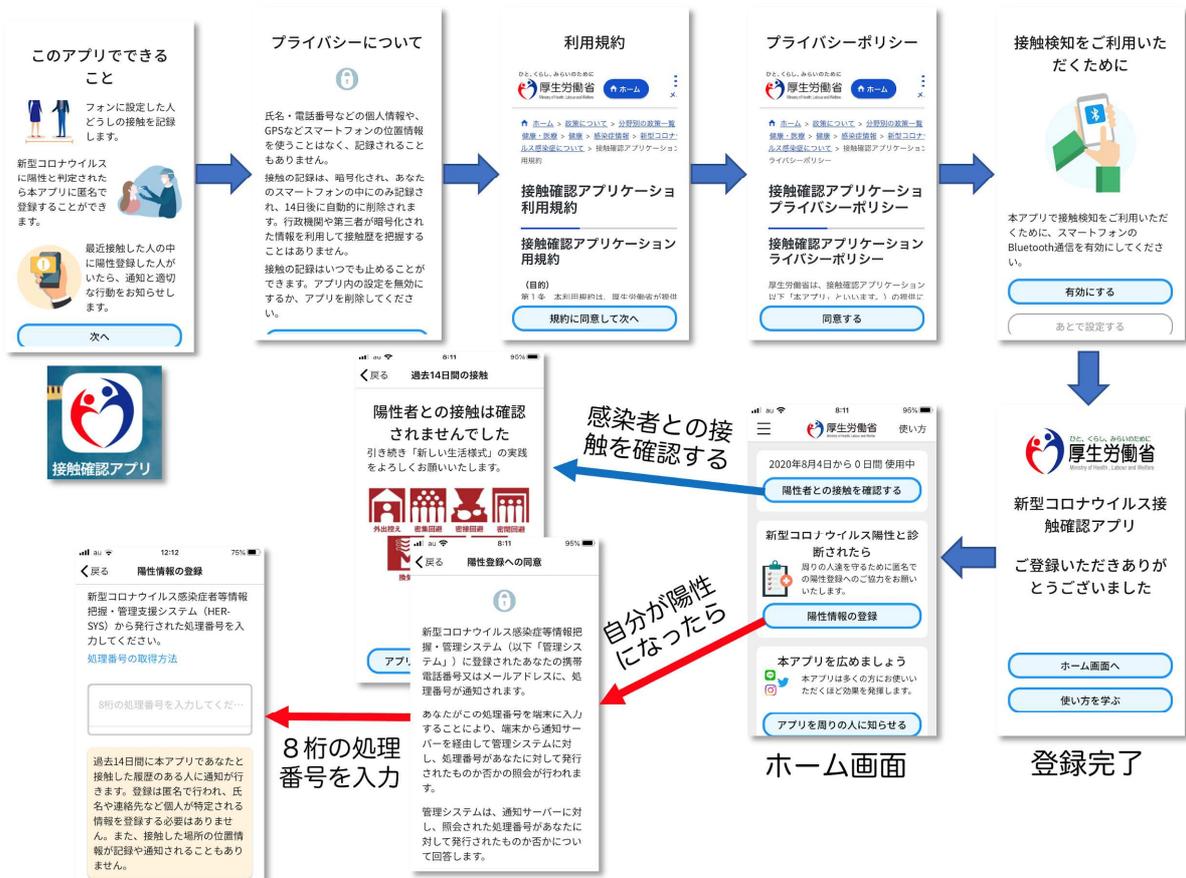
新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のビラ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641655.pdf>



②登録

アプリを起動し、指示に従って5回ボタンを押せば簡単に完了。



③注意

- (1) アプリを削除すると、記録された接触データはすべて削除されますので、アプリを削除しないようにしてください。
- (2) アプリは最新バージョンにアップデートしてください。
- (3) Bluetoothを「オン」に設定してください。

《SARS-CoV-2 抗原検査キットについて》

新型コロナウイルス抗原検査キットの概要

検査キット	ルミパルス	エスプライン
正式名称	ルミパルス SARS-CoV-2 Ag	エスプライン SARS-CoV-2
メーカー	富士レビオ(株)	富士レビオ(株)
承認	令和2年6月25日	令和2年5月13日
検査	定量	定性
検査機器	要	不要(専用キット)
検査時間	前処理 5分、測定 30分	30分
検体	鼻咽頭ぬぐい液、唾液	鼻咽頭ぬぐい液
留意事項	<p>①1pg/ml～10pg/mlの場合、初診の場合は10pg/ml以上でも、必要に応じてPCR検査等を含め、総合的に判断する(図1)。</p> <p>②「SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン1」を適用しないこと。</p>	<p>①発症後、2日～9日については、本キットで陰性の場合、追加PCR検査は不要(図2)。</p> <p>②陽性の場合には確定診断としてよい。</p> <p>③PCR検査と比較して、一定以上のウイルス量が必要なため、無症状者に対する使用、スクリーニング検査目的には適さない。(図2)</p>
価格	検査会社に委託	60,000円/10キット
有効期間、貯蔵方法		製造後6ヶ月、2～10℃
保険点数	600点	600点
添付文書、説明書	<p>https://www.info.pmda.go.jp/info/pmda/qa/pack/30200EZx00035000_A_01_03/#WARNING</p> 	<p>https://www.fujiirebio.co.jp/products/espline/sars-cov-2/index.html</p> 

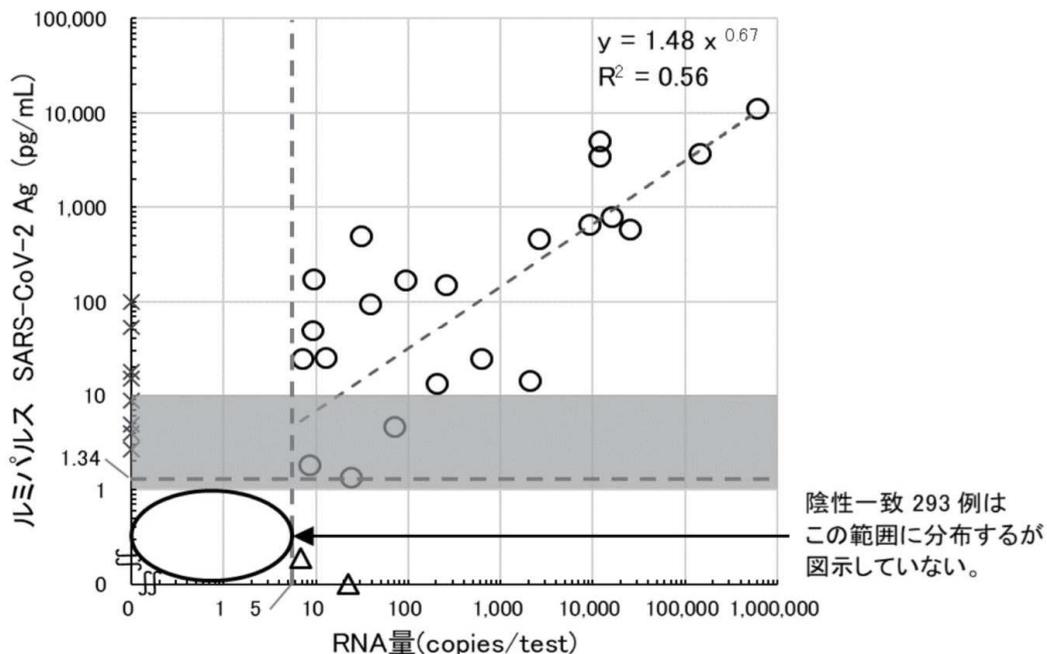


図1 PCR検査とルミパスとの相関関係。PCRによるRNA量とルミパルスによる抗原量との間に弱い正の相関はみられる。ルミパルスによる抗原量が少ない場合、RNA量も少ないため、総合的な判断が必要となる。

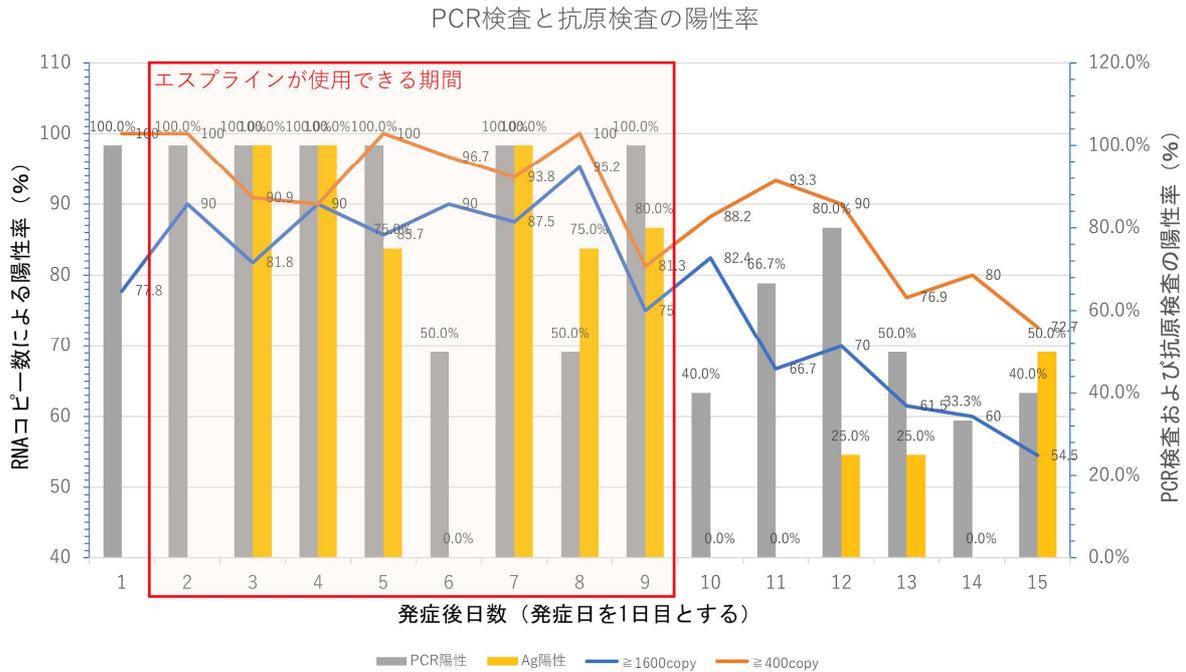


図2 発症後15日目までのRNAコピー数ごと、ならびにPCR検査、抗原検査での陽性率。折れ線グラフは、RNA量（コピー数）を1600copy、400copy以上を陽性とした場合の陽性率。棒グラフは、2施設でのPCRおよび抗原検査の陽性率の合計。カットオフ値などの検査の詳細は不明。上記データが、エスプラインが2～9日まで有効とされる根拠。

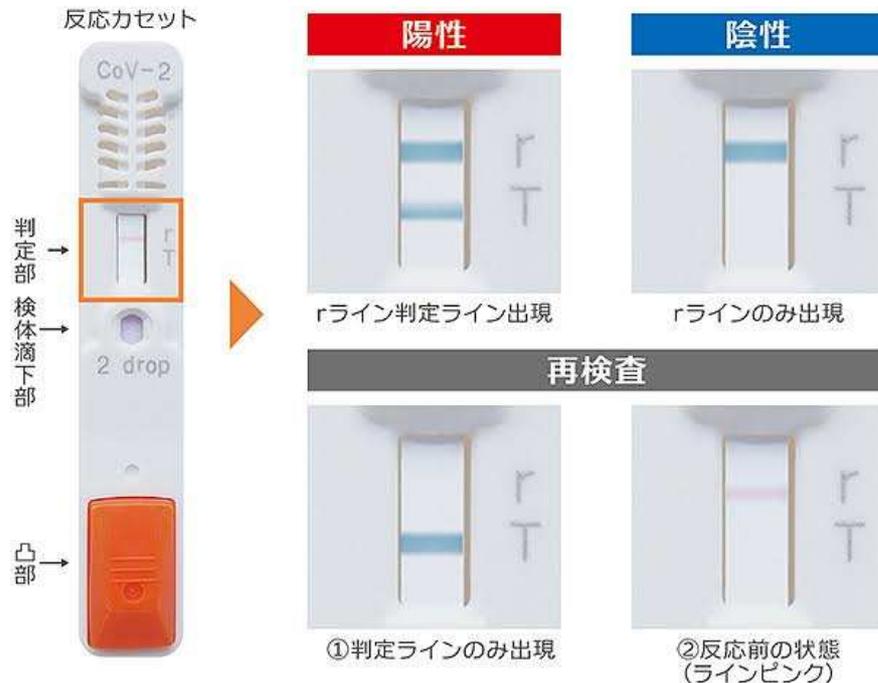


図3 エスプラインによる抗原検査の判定

参考：「SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000630270.pdf>

6. 感染症指定医療機関等の現状（順不同）

《小豆島中央病院》

小豆島では、2月17日に最初の疑い例に対しPCR検査を行い、5月10日までに約40例の検査が行われましたが、その後は疑い例も減少し検査自体も少なくなっていました。7月10日に香川県内で81日ぶりに新規患者が発生し、さらに16日に初めての小豆島在住者の陽性例を認めました。その後、7月末までに当院での新型コロナウイルスに対するPCR検査は、3週間ほどの間に約40例行われました。幸いにも、島内で実施した検査でのPCR陽性例はなかったのですが、7月中の連休に際しては県外からの観光客も増え、それに伴い発熱や体調不良を伴った旅行者に対するPCR検査も増加しました。

COVID-19陽性者の地域での流行程度によって、病院独自のフェーズ設定をし、それにあわせてどのように対応するか細かい対応表を作成していました。その対応表を基に、島内で発生しても対応できるよう、直ちに玄関前での発熱者に対するトリアージを行うとともに、陰圧テントを設置しました。また、電話による遠隔診療の推進などの外来診療のあり方の見直し、面会者の厳密な制限、時間ごとに対応するスタッフを固定した発熱外来の設置などを行いました。さらに職員に対して、極力島外へ出かけることも控えるようお願いしました。これは当院で院内クラスターが発生した場合、当院が担っている島の医療機能を、他の医療機関に引き継いでもらうことが難しいという事情によるものです。

小豆島医療圏内では医療機関数が少ないため、島外に比べ休日当番の割り当てが多いのですが、陽性者の入院に対する新たなチーム編成を含めた様々な対応のための人員不足により、直近の休日当番の変更を小豆郡医師会にお願いしました。急なことにもにかかわらずご対応いただきましたことは、非常に感謝しています。ありがとうございました。

7月31日現在、新たな島内新規陽性者が発生しておりませんので、診療体制を少しずつ元に戻していく予定です。

《坂出市立病院：岡田院長》

＜8/5現在の現状報告＞

- 1) 最近の中讃地区での行政PCR検査件数は、0～16件/日と、ばらつきがありますが、第二波で増加傾向です。全て当院に即日結果報告あり。毎日2回（14時と19時頃）の報告があり、その後に新たな対応が始まる事もある。当院では0～5件/日程度を施行。
- 2) 丸亀地区はPCRセンターを既に稼働しております。坂出・宇多津地区も開始予定で、医師会が準備中ですが、詳細は未です。
- 3) 当院は、9月上旬頃にPCR（LAMP法）検査を院内で開始予定です。

＜状況・展望＞

1) 感染者の現状

第二波は当初の予測通り、“持ち込み”“持ち込まれ”で発生しました。やはり、医療界での対応より社会での対策が優先的かつ重要となっています。

2) 医療機関の在り方

上記1)の理由から県内医療機関での現実的かつ有効な対策は、職員は元より、患者や面会者、業者を含めた出入りする面々の問診から聞き出す行動歴・移動歴が重要で、感染の可能性がある患者や人への対策強化が重要です（“持ち込み”“持ち込まれ”対策）。当院の職員には一部解除していた行動制限を再度かけております。

8月5日現在、他の診療業務は、感染防止対策しながら通常通り行っております。

一部でワクチン開発が進んでいますが、卵で増殖しにくい新型コロナウイルス（RNAウイルス）ですので、DNAワクチンやRNAワクチンに頼るしかなく、有効性と安全性の担保から早期の有効性の高いワクチンには不確実性もあり、有効な治療薬の開発も進んでいません。新型コロナの短期的撲滅は困難・不可能です。新型コロナとは、少なくとも今後更に1～2年の共存が必要です。共存とは、爆発的感染拡大を起こさず、医療崩壊せず、被害・犠牲を最小限にし、医療を含めた経済や生活を感染対策しながら維持する事です。つまり、言い換えれば何処まで新型コロナを許容するか・・・です。

県内第一波収束後、当院は面会禁止を面会制限に緩和（ステップダウン）してはりましたが、面会制限の縛りを再度ステップアップしております（2週間以内の他県・他国への移動歴も同接触もなく、発熱や呼吸器症状もない県内在住の家族に限定し、1時間以内を目安とする。また、考慮すべき事情がある場合には、上記以外に主治医が個別に確認し許可する場合もある。面会者には、マスク装着と入退室時の手指衛生、面会簿への記帳を義務化し、体温測定後に許可証を発行、首にかけ携帯して頂く・・・等）。

7. 県内の体制整備（COVID-19 JMAT香川・PCR検査・管理施設等）

《COVID-19 JMATについて》

香川県医師会としては、COVID-19 JMATの枠組みでの県内医療支援として、軽症者・無症状者のホテル療養に関する支援、および一部PCR検査センターでの活動を行っています。

《PCR検査センター（病院併設以外）》

高松市医師会、丸亀市医師会、大川地区医師会では、行政と協力してPCR検査センター業務を行っています。各センターの実績については別表のとおりです。

(名)

月	高松市PCR検査センター			丸亀市新型コロナ PCR検査センター			大川地区地域外来・ 検査センター		
	検体数	陰性	陽性	検体数	陰性	陽性	検体数	陰性	陽性
5月	30	30	0	26	26	0	8	8	0
6月	35	35	0	29	29	0	10	10	0
7月	63	63	0	64	64	0	9	9	0
計	128	128	0	119	119	0	27	27	0

《軽症者・無症状者用の院外療養施設》

チサングランド高松（高松市福田町11-1）での軽症者・無症状者の療養については、現在まで計2名の受け入れが行われました。現在のところ、対象者はCOVID-19で入院している患者のうち、無症状或いは症状が軽快して入院の継続が必要ないと考えられる「下り患者」のみであり、まだ入院による診療を受けていない「上り患者」は対象外となっています。

8. 日医・行政（国、県）からの通達（令和2年7月4日～8月5日受信分のうち一部抜粋）

《日医、行政（国、県）からの事務連絡等（カッコ内は発信日）》

■ マスク、防護具、エタノール

1. 医療従事者の医療用物資の医療機関等への配布について（7/6）

厚生労働省において、医療従事者の医療用物資（サージカルマスク、N95・DS2マスク等、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の医療機関等への優先配布の仕組みについて、事務連絡を一本化して整理がなされた。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/1.2-1716.pdf>

■ 診療報酬・介護報酬・労災・保険

1. 厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その21）」の送付について（7/2）

令和2年7月2日付けで薬事承認された「ジーンキューブSARS-CoV-2」（東洋紡株式会社）は、令和2年7月2日より保険適用となる。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/2.2-1682.pdf>

2. 新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求 (7月提出分及び8月提出分) の取扱いについて (依頼) (7/6)

本年6月サービス提供分 (7月提出分) 及び7月サービス提供分 (8月提出分) に係る請求明細書の国保連への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日 (サービス提供の翌月10日) 後に請求することが可能。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/3.2-1713.pdf>

3. 厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その22)」の送付について (7/9)

「エリート MGB SARS-CoV-2 キット」(ELITech社)は、行政検査等に用いる遺伝子検査方法として示されている「臨床検体を用いた評価結果が取得された2019-nCoV遺伝子検査方法」(厚生労働省健康局結核感染症課・国立感染症研究所)に該当する。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/4.2-1774.pdf>

4. 新型コロナウイルス感染症に係る関係通知等について (7/27)

【①新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その25)

②検査料の点数の取扱いについて

③「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について】

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)が改正され、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2を含む。)が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省保険局医療課事務連絡の取扱いが取りまとめられた。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/5.2-1975.pdf>

5. 厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その24)」の送付について (8/3)

令和2年7月31日付けで薬事承認された「2019新型コロナウイルス RNA検出試薬 TRCReady SARS-CoV-2」(東ソー株式会社)は、令和2年7月31日より保険適用になる。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/15.2-2062.pdf>

■ 医療提供体制・医療機関の対応

1. 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける医療機関・医療法人の皆様へ 雇用維持と事業継続の為の資金繰り支援等のご案内について (第2版) (7/20)

地代・家賃の支払いに対する家賃支援給付金、月々の固定費の支払いに向けた持続化給付金、雇用の維持に向けた雇用調整助成金の特例措置について、中小企業に対する助成の割合が一律 10/10 へ引き上げられ、ITを使用した業務効率化としてのIT導入補助金の補助割合は、最大 3/4 とされ、事業継続のための運転資金としての「無利子・無担保融資」等についても示されている。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/6.2-1886.pdf>

2. 感染症法における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集 (Q&A) について (7/22)

退院基準に関する質疑応答集 (Q&A) が取りまとめられた。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/7.2-1935.pdf>

3. 帰国者・接触者外来等の医療機関等における新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) の利用促進及び新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて (7/22)

帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター、入院先医療機関、宿泊療養施設等に対し、本年7月末までにHER-SYSへのアクセスのために必要となるID付与手続きを完了するよう周知があった。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/8.2-1936.pdf>

4. 厚生労働省・経済産業省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」について (情報提供) (7/31)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」が策定された。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/9.2-2028.pdf>

■ 検査・治療法

1. 集合契約による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する事務契約について（7/3）

香川県における高松市を除く県内の医療機関について、香川県医師会との集合契約の締結に向けた取り纏めの依頼。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/11.2-1728.pdf>

（※高松市とも別途、契約締結予定です。）

2. 新型コロナウイルス抗原定量検査の取り扱いについて（7/6）

新たな新型コロナウイルス抗原検出用キット「ルミパルス SARS-CoV-2 Ag」（富士レリオ株式会社）について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認が得られ、令和2年6月25日より保険適用となった。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/12.2-1733.pdf>

3. 「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」の改訂について（7/22）

マニュアルでは、無症状の患者の唾液での検査が可能であること、鼻腔ぬぐい液でのPCR検査に係る情報が追記された。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/13.2-1933.pdf>

4. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取り扱いについて（7/22）

医療機関と個別に契約する場合においても、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査及び抗原検査）の委託契約締結に関する委任状」のチェック項目を活用し、契約を希望する医療機関が全ての項目を満たしていることを表明（電話等）した場合には、それをもって契約締結を行う。取りまとめ機関において契約対象医療機関を絞らないよう配慮する、等の事務連絡。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/14.2-1934.pdf>

5. 新型コロナウイルス感染症に係る検査の技術的事項に関する質疑応答集（Q&A）について（7/29）

ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）の保険適用に伴う新型コロナウイルス感染症に係る関連通知等の取扱いに関する質疑応答集が作成された。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/16.2-2058.pdf>

■ JMAT・宿泊療養

1. 災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について（7/13）

①平時からの情報共有、②台風接近等に伴い災害発生のおそれがある場合又は災害発生時の情報共有、③適時適切な情報提供、④情報共有に当たっての補足、について留意点が示された。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/18.2-1816.pdf>

■ 妊産婦・小児・学校

1. 香川県新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦支援強化事業実施要綱について（7/30）

香川県においても、「香川県新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦支援強化事業実施要綱」を制定し、令和2年7月30日から施行。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/19.2-2052.pdf>

■ 介護サービス

1. 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について（7/7）

緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要費用も活用可能であることや、新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しない。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/20.2-1736.pdf>

■ 緊急包括支援事業、助成金、給付金、補助金

1. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A (第3版) について (7/2)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A (第2版) から、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業等について追記された。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/21.2-1680.pdf>

2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金・給付金・補助金等の不審な勧誘等について (注意喚起) (7/2)

今般、会員から都道府県医師会を通じて、新型コロナウイルス感染症の医療機関支援のための経営者への「助成金」といった不審な勧誘の文書が届いたとの情報提供があった。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/22.2-1681.pdf>

3. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A (第4版) について (7/6)

今般、Q&A (第4版) を作成、詳細は省略。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/23.2-1710.pdf>

■ その他

1. 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う令和2年度の指導・監査等について (7/3)

今年度の指導、監査、適時調査について、厚生労働省当局と相談した結果、新型コロナウイルス感染症の状況は地域によって異なり、様々な取扱いについては、都道府県医師会と厚生局で相談を行い、あくまでも合意した上で対応いただくこと。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/24.2-1683.pdf>

2. 障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について (7/6)

障害者支援施設における感染者発生事例等も踏まえ、障害者支援施設において感染者等が発生した場合に備えた入院医療体制等の検討、人材確保や感染者発生時の対応等に係る留意事項について整理された。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/25.2-1717.pdf>

3. 新型コロナウイルス感染症の患者数増加に備えた人工呼吸器の十分な確保について (依頼) (7/21)

今般更新された「国内在庫等を確保いただいている人工呼吸器の一覧 (7月1日時点)」を適宜参照の上、各医療機関における医療提供体制の整備に取組むよう依頼。人工呼吸器の整備については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による補助の活用等が可能。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/26.2-1906.pdf>

4. 新型コロナウイルス感染症発生下における日医会内委員会等の開催について (7/21)

日医会内委員会等を開催するに当たり必要な事項を共有するため、具体的な感染症対策が示された。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/27.2-1914.pdf>

5. 日本医師会「新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアル」の送付について (7/29)

本マニュアルは、避難所における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とし、平時の事前準備に加え、新型コロナウイルス感染症の流行下における災害に対する備えや、避難所運営の注意点につき記載。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/28.2-2020.pdf>

6. 新型コロナウイルス感染症対応下の診療所経営調査について (7/29)

国に対し、医療機関の経営へさらなる支援を求めるため、会員医療機関 (診療所) の基本情報、交付金申請の有無や融資申し込みの有無に加え、昨年と今年の4月から6月の損益状況についてうかがうもの。

<https://www.kagawa-med.com/data/COVID-19/jimurenraku/29.2-2024.pdf>

※ 日本医師会では、特設ホームページを開設しており、診療報酬上の臨時的な取扱い等、逐次追加・更新されていますので、ご確認をお願いします。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

9. あとがき

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の情報が氾濫しているにもかかわらず、県内の医療機関にとって有用な情報が必ずしも充分でない状況を何とかしたいと、このメルマガ配信は久米川会長の肝いりで始まりました。藤澤副会長のリーダーシップのもと、走りながら考えつつ、第3号まで発刊してまいりましたが、全国的に感染状況が一旦収束に向かう中、予定されていた第4号は休止となっていたところです。

ところをご存じの通り、東京など都市圏を中心に新規感染者数は再び上昇し、全国的にも第2波と言ってよい状況になっています。香川県内でも7月10日、81日ぶりに新規感染者が発生し、その後6日連続で感染者が報告されました。ウイズ・コロナを覚悟して新しい生活様式を守りながら経済を回していくという政府の方針のもと、Go To キャンペーンが実施され、今後も感染者数が増大すると予想されます。高齢者の感染が拡大すれば、県内の医療体制も盤石とは言えず、我々としては危機感を強めています。

そこで、休止していた第4号を発刊することになりました。今回のメインテーマは、香川県医師会と行政の集合契約に基づくPCR検査・抗原検査についてです。本来、行政検査ですが、保健所のマンパワーは限られており、このまま秋から冬に突入するとパンクしてしまう恐れがあります。抗原検査であれば自院で短時間のうちに結果が判明するので、検査を自前で行える利点は大きいと思います。もちろん医療機関の規模、診療科、ハード面やソフト面の制約など個々の事情があるとは思いますが、是非ご検討の程お願い致します。（T.H.）

次回（第5号）は、8月21日（金）配信予定です。